

平成 28 年 3 月 15 日

各位

会社名 株式会社パピレス
代表者名 代表取締役社長 松井 康子
(コード: 3641、JASDAQ)
問合せ先 取締役総務・経理部長 須永 喜和
(TEL. 03-3590-9460)

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 15 日開催の取締役会において、株式の分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数(平成 28 年 3 月 15 日現在の発行済株式総数を基準として計算)

- i. 株式分割前の発行済株式総数 : 2,581,720 株
- ii. 今回の分割により増加する株式数 : 2,581,720 株
- iii. 株式分割後の発行済株式総数 : 5,163,440 株
- iv. 株式分割後の発行可能株式総数 : 18,000,000 株

※ 上記 i ~ iii の株式数については、新株予約権の行使により発行される株式によって変更される可能性があります。

(3) 日程

- ①基準日公告日 平成 28 年 3 月 16 日（水曜日）
- ②基準日 平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）
- ③効力発生日 平成 28 年 4 月 1 日（金曜日）

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日（金曜日）をもって当社の定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を変更するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000,000</u> 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>18,000,000</u> 株とする。

《ご参考》

1. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

2. 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権等の1株当たりの権利行使価格を平成28年4月1日（金曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整前 権利行使価格	調整後 権利行使価格
平成21年6月26日 株主総会特別決議	1,100円	550円
平成26年6月13日 取締役会決議	2,142円	1,071円

以上